

パワーフレックス規約集 新旧対照表

2026 年 7 月 26 日(日)よりパワーフレックス規約集を以下のとおり改定いたします。
改定する文言は下線部分

パワーダイレクト取引規定(P.18)

改定前	改定後
(2026 年 4 月 26 日現在)	(2026 年 7 月 26 日現在)
1. パワーダイレクトのサービス内容 (2) 資金移動取引 ① 振替取引 利用口座の円普通預金、SBI ハイパー預金または外貨普通預金から資金を引き落として、同口座の円普通預金もしくは外貨普通預金に入金する取引または当行内の利用口座以外の円普通預金に入金する取引(以下「振替取引」といいます。)。ただし、外貨普通預金から他の外貨普通預金への振替は、当行所定の外貨間取引対象通貨間の取引に限ります。	1. パワーダイレクトのサービス内容 (2) 資金移動取引 ① 振替取引 利用口座の円普通預金、SBI ハイパー預金または外貨普通預金から資金を引き落として、同口座の円普通預金もしくは外貨普通預金に入金する取引または当行内の利用口座以外の円普通預金に入金する取引(以下「振替取引」といいます。)。ただし、外貨普通預金から他の外貨普通預金への振替は、当行所定の外貨間取引対象通貨間の取引に限ります。 <u>振替取引のうち、利用口座の円普通預金から資金を引き落として、当行内の利用口座以外の円普通預金に入金する取引には、利用者が将来の振替指定日を定めて依頼する振替(以下「振替予約」といいます。)</u>および<u>利用者が振替先・金額・頻度等をあらかじめ設定し当行が定期的に振替処理を行う振替(以下「定額自動振替」といいます。)</u>を含みます。
③ 振込取引 利用口座の円普通預金から資金を引き落として、国内の他の金融機関の口座に振込通知の発信を行う取引(以下「振込取引」といいます。))。	③ 振込取引 利用口座の円普通預金から資金を引き落として、国内の他の金融機関の口座に振込通知の発信を行う取引(以下「振込取引」といいます。))。 <u>振込取引には、利用者が将来の振込指定日を定めて依頼する振込(以下「振込予約」といいます。)</u>および<u>利用者が振込先・金額・頻度等をあらかじめ設定し当行が定期的に振込処理を行う振込(以下「定額自動振込」といいます。)</u>を含みます。
2. 自己責任の原則 本サービスの利用にあたっては、本規定および関連する規定(取扱商品にかかる投資信託約款・目論見書等、提携証券会社との証券取引約款等(以下に定義されます。)、提携証券会社から提供される目論見書その他の書類、引受保険会社との個人年金保険契約約款等(以下に定義されます。))および引受保険会社を通じて提供される情報、書類等を含みます。)の内容を十分に理解し、利用者自らの判断と責任において取引を行ってください。	2. 自己責任の原則 本サービスの利用にあたっては、本規定および関連する規定(取扱商品にかかる投資信託約款・目論見書等、提携証券会社が証券取引仲介サービス用に定める約款、その他の規則等、提携証券会社から提供される目論見書その他の書類、引受保険会社との個人年金保険契約約款等(以下に定義されます。))および引受保険会社を通じて提供される情報、書類等を含みます。)の内容を十分に理解し、利用者自らの判断と責任において取引を行ってください。
12. 資金移動等取引の依頼・受付・成立 (1) 資金移動等取引の依頼方法 本サービスのうち資金移動取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引その他当行所定の取引(以下、「資金移動等取引」といいます。))の依頼は、第9条における本人確認手続きを経た後に、利用者が当行所定の方法で依頼する取引の内容を正確に入力し、その依頼内容が当行に伝達されることで行われます。ただし、パスコード認証によりログインした本アプリ内で行った資金移動等取引の依頼については、取引内容の入力時に	12. 資金移動等取引の依頼・受付・成立 (1) 資金移動等取引の依頼方法 本サービスのうち資金移動取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引その他当行所定の取引(以下、「資金移動等取引」といいます。))の依頼は、第9条における本人確認手続きを経た後に、利用者が当行所定の方法で依頼する取引の内容を正確に入力し、その依頼内容が当行に伝達されることで行われます。ただし、パスコード認証によりログインした本アプリ内で行った資金移動等取引の依頼については、取引内容の入力時に

われる生体認証の完了により当該依頼内容が当行に伝達されます。	われる生体認証の完了により当該依頼内容が当行に伝達されます。 ① 振替予約の依頼方法については、以下の制限があります。 <u>(a)利用者は、当行所定の方法により、振替先、振替金額、振替指定日その他当行所定の事項を入力して、振替予約を依頼することができます。</u> <u>(b)振替予約の登録件数には当行所定の上限があります。</u> ② 定額自動振替の依頼方法については、以下の制限があります。 <u>(a)利用者は、当行所定の方法により、振替先、振替金額、振替日(毎月の指定日または毎週の指定曜日)その他当行所定の事項を設定できます。</u> <u>(b)定額自動振替の設定件数には、当行所定の上限があります。</u> ③ 振込予約の依頼方法については、以下の制限があります。 <u>(a)利用者は、当行所定の方法により、振込先、振込金額、振込指定日その他当行所定の事項を入力して、振込予約を依頼することができます。</u> <u>(b)振込予約の登録件数には当行所定の上限があります。</u> ④ 定額自動振込の依頼方法については、以下の制限があります。 <u>(a)利用者は、当行所定の方法により、振込先、振込金額、振込日(毎月の指定日または毎週の指定曜日)その他当行所定の事項を設定できます。</u> <u>(b)定額自動振込の設定件数には、当行所定の上限があります。</u>
(3)依頼内容の確定 ② 振替取引、定期預金入金取引、2 週間満期預金入金取引、特別預金振替取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引および SBI ハイパー預金振替取引については、前号に従い依頼内容が確定した当日付で払戻しおよび入金の手続きを行います。ただし、同一口座内の振替を除く振替取引においては当行所定の当日処理受付時限を過ぎて到達したときには、入金のみ翌営業日(全銀内国為替システム稼動日に限ります。)の手続きとなります。その場合、到達日に引き落とした資金には付利しません。 ③振込取引については、当行所定の当日処理受付時間内に第①号に従い依頼内容が確定した場合には、当日付で振込の手続きを行ないます。また、依頼内容の確定が所定の当日処理受付時限を過ぎた場合には、翌営業日(全銀内国為替システム稼動日に限ります。)付で振込通知の発信を行ないます。その場合、到達日に引き落とした資金には付利しません。 ④資金移動等取引については、その依頼内容が確定した後に依頼の取消・変更はできません。ただし、入金先が利用口座以外の当行内口座の場合(ただし、こもら送金取引を除きます。)、または振込取引において当行の送金処理前である場合は、依頼の取消が可能です。なお、本サービスでは組戻手続はできません。	(3)依頼内容の確定 ②振替取引(ただし、振替予約および定額自動振替を除きます。)、定期預金入金取引、2 週間満期預金入金取引、特別預金振替取引、カードローン借入取引、カードローン返済取引および SBI ハイパー預金振替取引については、前号に従い依頼内容が確定した当日付で払戻しおよび入金の手続きを行います。ただし、同一口座内の振替を除く振替取引においては当行所定の当日処理受付時限を過ぎて到達したときには、入金のみ翌営業日(全銀内国為替システム稼動日に限ります。)の手続きとなります。その場合、到達日に引き落とした資金には付利しません。振替予約および定額自動振替については、利用者が依頼または設定した内容に基づく各振替指定日または振替実行日付で振替の手続きを行います。 ③振込取引(ただし、振込予約および定額自動振込を除きます。))については、当行所定の当日処理受付時間内に第①号に従い依頼内容が確定した場合には、当日付で振込の手続きを行ないます。また、依頼内容の確定が所定の当日処理受付時限を過ぎた場合には、翌営業日(全銀内国為替システム稼動日に限ります。)付で振込通知の発信を行ないます。その場合、到達日に引き落とした資金には付利しません。振込予約および定額自動振込については、利用者が依頼または設定した内容に基づく各振込指定日または振込実行日付で振込の手続きを行います。 ④資金移動等取引については、その依頼内容が確定した後に依頼の取消または変更はできません。また、本サービスでは組戻手続はできません。ただし、以下の場合は、依頼内容の取消または変更が可能です。 (a)入金先が利用口座以外の当行内口座の場合(ただし、振替予約、定額自動振替、およびこもら送金取引を除きます。)、または振込取引(ただし、振込予約および定額自動振込を除きま

	す。)において当行の送金処理前である場合は、依頼の取消しが可能です。 (b)利用者は、当行所定の方法により、振替予約の依頼を取消しできます。 (c)利用者は、当行所定の方法により、定額自動振替の設定の変更、休止、再開または削除を行うことができます。 (d)利用者は、当行所定の方法により、振込予約の依頼を取消しできます。 (e)利用者は、当行所定の方法により、定額自動振込の設定の変更、休止、再開または削除を行うことができます。
(4) 資金および振込手数料の引き落とし ①資金移動等取引において、利用口座からの資金および振込手数料の引き落としは、払戻請求書・カード等の提出を要することなく自動引き落としできるものとします。 ②前号における資金および振込手数料の引き落としは、振込取引の手続が翌営業日付で行われる場合においても利用者が依頼した日に行います。	(4) 資金および振込手数料の引き落とし ①資金移動等取引において、利用口座からの資金および振込手数料の引き落としは、払戻請求書・キャッシュカード等の提出を要することなく自動引き落としできるものとします。 ②前号における資金および振込手数料の引き落としは、振込取引の手続が翌営業日付で行われる場合においても利用者が依頼した日に行います。 ③振替予約において、振替指定日に、残高不足、利用限度額の超過その他の事由により振替資金または振替手数料の引き落としができない場合、当行は当該振替予約を実行せず、当該回の振替予約は失効するものとします。 ④定額自動振替において、振替日に、残高不足、利用限度額の超過その他の事由により振替金額または振替手数料の引き落としができない場合、当行はその引き落としができなかった定額自動振替を実行しないものとし、かつそれが当行所定の回数に達した場合、当行は定額自動振替の設定を停止する処理をすることができます。 ⑤振込予約において、振込指定日に、残高不足、利用限度額の超過その他の事由により振込資金または振込手数料の引き落としができない場合、当行は当該振込予約を実行せず、当該回の振込予約は失効するものとします。 ⑥定額自動振込において、振込日に、残高不足、利用限度額の超過その他の事由により振込金額または振込手数料の引き落としができない場合、当行はその引き落としができなかった定額自動振込を実行しないものとし、かつそれが当行所定の回数に達した場合、当行は定額自動振込の設定を停止する処理をすることができます。

預金口座振替約款(P.32)

改定前	改定後
1. 口座からの引落し 当行に当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)から請求書または請求データ等(以下併せて「請求書等」といいます。)が送付されたときは、お客さまに通知することなく、収納機関が指定する日(以下「振替日」といいます。)に請求書等記載の指定通貨による金額をお客さまのパワーフレックス口座の指定通貨普通預金口座(以下「預金決済口座」という)から引落しのうえ収納機関に支払うものとします。この場合、預金決済口座にかかる預金規定にかかわらず、キャッシュカード、払戻請求書等の提出その他お客さまによる手続を要することなく、当行にて引き落とします。	1. 口座からの引落し 当行に当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)から請求書または請求データ等(以下併せて「請求書等」といいます。)が送付されたときは、収納機関が指定する日(以下「振替日」といいます。)に請求書等記載の指定通貨による金額をお客さまのパワーフレックス口座の指定通貨普通預金口座(以下「預金決済口座」という)から引落しのうえ収納機関に支払うものとします。この場合、預金決済口座にかかる預金規定にかかわらず、キャッシュカード等、払戻請求書等の提出その他お客さまによる手続を要することなく、当行にて引き落とします。
2. 引落し不能時の取扱い 前条の規定にかかわらず、振替日において、請求書等記載金	2. 引落し不能時の取扱い 前条の規定にかかわらず、振替日において、請求書等記載金

額が預金決済口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、当行は請求書等記載金額の全額につき前条の処理を行いません。この場合、当行はお客さまに対して、前条の処理が行われなかった旨を通知しません。	額が預金決済口座から払戻すことのできる金額を超えるときは、当行は請求書等記載金額の全額につき前条の処理を行いません。
--	---